明石市立あかしユニバーサル歯科診療所の 指定管理者候補者について

地方自治法、明石市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び明石市立あかしユニバーサル歯科診療所条例に基づき、「公の施設」である明石市立あかしユニバーサル歯科診療所について、令和7年4月1日から指定管理者による管理運営を行うため、次のとおり、指定管理者の指定に係る手続きを進め、指定管理者候補者を選定した。

なお、当該施設については、明石市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書の規定に基づき、公募を行わず、市長が適当と認める団体を特定し、指定の手続を進めてきた。

1 指定管理対象施設及び指定期間

- (1) 名 称 明石市立あかしユニバーサル歯科診療所
- (2) 所 在 地 明石市鷹匠町1番33号
- (3) 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日

2 指定管理者候補者

(1)団体名 一般社団法人明石市歯科医師会 (代表者) 会長 栗岡 一人

(2) 所 在 地 明石市大久保町八木743番地の33

3 指定管理者が行う業務

- (1) 障害又は疾病その他の事由により一般の歯科診療所での治療が困難な者への歯科診療並びに休日における応急診療等に関すること。
- (2) 施設の利用及びその制限に関すること。
- (3) 使用料等の徴収等に関すること。
- (4) 施設及び設備の維持管理に関すること。

4 指定管理者の指定までの手続き

(1) 仕様書の提示令和6年10月15日(2) 事業計画等の受理令和6年10月30日(3) 提案内容の審査令和6年11月11日

(4) 指定議案 令和6年12月市議会上程

5 公募しない理由

現指定管理者である一般社団法人明石市歯科医師会は、市内の多くの歯科医療機関の歯科医師が加入している団体であり、当該歯科診療所に関して、安定的に歯科医師の確保や市民の歯科口腔保健の維持、隣接する市民病院との医科歯科連携による地域医療提供体制の確保が可能な唯一の団体であることから、公募によらず引き続き選定することとする。